

新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(素案)に対する

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

1 パブリック・コメント実施期間

平成23年10月15日(土)～平成23年11月15日(火)

2 意見の受付件数

40件(10人)

1 地域交流やいきがづくりに関する事	3件
2 介護予防に関する事	3件
3 介護保険制度に関する事	8件
4 基盤整備に関する事	4件
5 施策・事業に関する事	9件
6 その他	13件

3 意見の計画への反映等

- ・意見を計画に反映 1件
- ・意見の趣旨は計画に取り込み済み 2件
- ・意見の趣旨に沿って取り組む 3件
- ・今後の取り組みの参考とする 7件
- ・意見として伺う 15件
- ・質問に答える 12件

パブリック・コメント意見一覧

1 地域交流やいきがいつくりに関すること

No.	意見等の要旨	区の考え方
1	施策2「社会貢献活動への支援」の「4. 施策を支える事業—その他の事業」のなかに、現計画にある「生涯現役塾」を加えた方がよい。	ご意見は今後の取り組みの参考とします。 生涯現役塾は、平成19年度から実施しています。今後、講座の内容・進め方も含め、検討していくため加えていません。
2	一人暮らしのお年寄りが、地域の中で歩いていける集会所をたくさん作って自由に交流できるようにしてほしい。	ご意見の趣旨は計画に取り込んでいます。 現在も高齢者の交流といきがい活動の場として、ことぶき館12館、シニア活動館2館、地域交流館7館を運営しています。高齢者の集まる場所として、ふれあい・いきいきサロン、地域安心カフェなどの事業を充実していきます。
3	これから建築するマンションや公的住宅には、必ず地域の人も利用できるスペースを作るように申し入れ、そのための補助をしてはどうか。	ご意見として伺います。 弁天町に建設予定の区営住宅においては、地域交流の場を設けることを計画しています。民間のマンションを建設するにあたり、地域交流の場を設けるよう申し入れることは考えていません。 なお、既存の区立住宅に設置された集会室で一定の要件を満たすものは、地域の方でも利用できます。

2 介護予防に関すること

No.	意見等の要旨	区の考え方
4	施策5「介護予防の推進」に関して、現計画にある「いきがい対応型デイサービス」は、今度の計画ではどうなるのか。	ご質問にお答えします。 「いきがい対応型デイサービス」は、名称を改め、一般高齢者対象の介護予防教室として筋力低下から起こる閉じこもりを予防する事業として、今後も実施していきます。
5	施策5「介護予防の推進」の「4. 施策を支える事業」にある「認知症・うつ・閉じこもり予防事業」と現計画にある「認知症・うつ予防相談」との関係を教えてほしい。	ご質問にお答えします。 「認知症・うつ予防相談」は、保健センターが行っていましたが、平成24年4月から高齢者サービス課で閉じこもり予防も含めた介護予防事業として実施します。

No.	意見等の要旨	区の考え方
6	<p>四谷地区協議会を中心とした実行委員会で運営している「高齢者向け健康体操教室」は、各所で多数の参加があり、高齢者の健康づくりや介護予防、高齢者の見守り、さらに地域の交流にもつながっている。こうした地域住民による地域住民のための取り組みをモデルとして、区全体にこうした活動が広がるよう計画を策定してほしい。</p> <p>また今後の事業拡充のためには、地域団体等の協力や地区協議会のまちづくり活動支援金の予算だけでは限界があるため、資金的援助にご協力願いたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>四谷地区協議会が高齢者向け健康体操講座を実施し、地域で健康づくり、介護予防に取り組んでいただいている活動は、区の目指すところと一致しています。地域と協働した介護予防の普及活動を区全体へ広げられるよう、地域支援事業の中で取り組んでいきます。</p> <p>なお、介護予防事業については、これまで通りグループへの指導者派遣等を実施していきます。</p>

3 介護保険制度に関すること

No.	意見等の要旨	区の考え方
7	<p>施策6「介護保険サービスの提供と基盤整備」の「4. 施策を支える事業－その他の事業」にある「地域密着型サービス事業者の指定」に書かれている「地域包括支援センター等運営協議会」とはどういう組織か。年度中、何回開催されているのか。</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>地域包括支援センター等運営協議会は、介護保険法及び介護保険法施行規則により区市町村に設置が義務付けられている、高齢者総合相談センターと地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、意見を行う組織です。</p> <p>構成員は、学識経験者や区民、介護サービス事業者などで、平成22年度は4回開催しました。</p>
8	<p>保険料が高すぎる。</p>	<p>ご意見は今後の取り組みの参考とします。</p> <p>介護保険料は、今後3年間に見込まれるサービス利用量から算出することになっています。サービス利用量は、近年著しい増加傾向にあることから、区は今後3年間について約1.2倍の増加があるものと推計しています。</p> <p>このことから、保険料基準額の上昇は避けられない見込みですが、一人ひとりの負担能力に応じた負担割合となるよう、よりきめ細かな保険料段階の設定に努めます。</p>
9	<p>介護保険料が高すぎる。国、自治体からの拠出割合を増やしてほしい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。</p> <p>介護保険は、多くの人を支える社会連帯の仕組みです。高齢化の進行等で今後ますます増大する介護給付費等の福祉関係経費に、国や自治体の税でどこまで対応すべきかということについては、社会保障制度全体のあり方を検討する中で議論する必要があります。</p>

No.	意見等の要旨	区の考え方
10	<p>介護保険制度の導入で老後は安心と思っていたが、40歳以上の国民すべてが保険料を支払い、サービスを受けられる65歳以上のうち、20%しかサービスを受けられていない制度などは要らない。全ての人が入らなければならないものなら、いつでもどこでも誰でもが、必要とするサービスを受けられるようにすべき。費用についても国が50%、自治体25%、国民25%の割合にすべき。</p>	<p>ご意見は今後の取り組みの参考とします。 費用負担については現在大きな課題となっており、医療や年金、税と一体のものとして社会保障制度全体の中で抜本的な対策を検討する必要があります。 介護保険サービスは、介護が必要と認定された場合、費用の一部を支払うことで、どなたでもご利用いただけます。</p>
11	<p>施策8「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進」の「4. 施策を支える事業」にある「介護サービス事業者に対する指導検査」は、地域密着型サービスを中心に実施すると考えてよいか。</p>	<p>ご質問にお答えします。 地域密着型サービスのみならず、区内の通所介護、訪問介護等のサービス事業者に対して指導検査を行います。</p>
12	<p>施策8「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進」の「4. 施策を支える事業」にある「介護給付適正化の推進」は、介護給付費通知の発送も含むのか。</p>	<p>ご質問にお答えします。 介護保険給付費通知については、事業者と利用者間の利用実績確認が徹底されてきており、通知発送の意義は薄れてきたことから、平成24年度以降は発送しません。</p>
13	<p>施策8「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進」の「4. 施策を支える事業」にある「介護モニター制度」で書かれている「区民から意見を聴取し」とは、介護サービスの利用者または家族から介護保険サービスの質や利用実態を把握するということか。</p>	<p>ご質問にお答えします。 区は、65歳以上の区民または要支援・要介護認定を受けている区民・家族の中から無作為で選ばれた方々に介護モニターを委嘱しています。 介護モニターの方々には、モニター会議への出席やアンケートを通じてご意見を伺うとともに、制度への理解を深めてもらうことを目的としています。</p>
14	<p>地域包括支援センターのほとんどが民間委託のため、相談員などの職員の経験が少ないと聞く。質と量ともに経験者を確保するためには、処遇改善策を早急に行うべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画に取り込んでいます。 新宿区は、区役所に直営の基幹型1か所、地域に委託で9か所の高齢者総合相談センターを設置し、地域包括支援センター業務を実施しています。民間に委託している9か所については、昨年度から機能強化の一環として職員を倍増し、その人件費を適正に手当てしています。また、管理者を対象としたマネジメント研修や、基幹型のセンターによる医療連携や認知症対応などの課題別研修・連絡会などを頻繁に実施し、センター職員の質の向上に努めています。</p>

4 基盤整備に関すること

No.	意見等の要旨	区の考え方
15	<p>西落合1丁目2番地に日本銀行の持ち物と聞いた広い土地があり、35年以上更地となっている。そこに特養ホーム又は地域密着型ホームを作してほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>介護保険サービスの基盤整備については、新宿区は地価水準が高く、用地の確保が難しいため、公有地を活用した整備を進めています。区有地・所有地を活用する場合は、低廉な価格で事業者に貸し付け整備の促進を図っています。</p> <p>ご指摘の土地は、所有者より売却又は賃貸の提示がなく、また、区有地・所有地のような賃料の減額制度もないため、この土地を活用した整備は困難です。新宿区では、引き続き公有地を活用した介護保険サービスの基盤整備の推進に努めていきます。</p>
16	<p>施策6「介護保険サービスの提供と基盤整備」について、調査によると、居宅サービス利用者の82%が、「自宅で生活を続けたい」と回答しているとのことだが、現時点ではそのように考えていても、その後老々世帯になる等により施設に入らざるを得ない状況になるため、経済的にも入りやすい施設をもっと増やしてほしい。素案に「特別養護老人ホームの整備を進めていきます」とあるが、いくつ作るのか目標を明記されたい。</p>	<p>ご意見は今後の取り組みの参考とします。</p> <p>区では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、地域密着型サービスの整備を行っています。特別養護老人ホームは、在宅での介護が困難になった高齢者のセーフティネットと位置づけており、今年度実施した特別養護老人ホーム入所待機者の実態調査の結果も踏まえ、適切な整備計画を検討していきます。</p> <p>なお、平成26年度までの第5期計画中に開設する特別養護老人ホームはありませんが、平成27年度に1所整備します。</p>
17	<p>安心カフェや支援付き住宅の整備検討もよいが、それより特別養護老人ホーム、シルバーピア、介護療養病床の増設・強化に力を入れてほしい。</p>	<p>ご意見は今後の取り組みの参考とします。</p> <p>区では、特別養護老人ホームは、在宅での介護が困難になった高齢者のセーフティネットと位置づけており、今年度実施した特別養護老人ホーム入所待機者の実態調査の結果も踏まえ、適切な整備計画を検討していきます。なお、平成27年度以降に1所整備する検討を進めています。</p> <p>シルバーピアについては、増減の予定はなく、現状を維持していきます。</p> <p>また、現在新宿区内に介護療養病床はありませんが、介護療養病床（介護療養型医療施設）については、国が医療ニーズの高い方へ対応できる介護老人保健施設への転換の方向性を示しています。</p> <p>区では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、地域密着型サービスの整備を行います。</p>

No.	意見等の要旨	区の考え方
18	特別養護老人ホームを多量新設し、希望者がすぐに入れるようにしてほしい。少しずつ新設されているのはありがたいが、まだまだ足りない。土地が無いのなら、空いている公務員宿舍等を区が買って建ててほしい。	ご意見として伺います。 特別養護老人ホームは、公有地を活用した整備を進めていますが、事業者が直接、公有地を購入または借り受けて整備する民設民営方式をとっており、区による公有地の購入は考えていません。 特別養護老人ホームは、在宅での介護が困難になった高齢者のセーフティネットと位置づけており、今年度実施した特別養護老人ホーム入所待機者の実態調査の結果も踏まえ、適切な整備計画を検討していきます。なお、平成27年度に1所整備します。

5 施策・事業に関すること

No.	意見等の要旨	区の考え方
19	施策7「自立生活への支援（介護保険外サービス）」の「3. 今後の取組みの方向性ー（2）見守りを中心とした体制の充実強化」の2つ目の○に対応するものとして、「4. 施策を支える事業」に、以下の事業を加えた方がよい。 ①「ふれあい訪問・地域見守り協力員事業」 ②「ちょこっと困りごと援助サービス」 ③「介護支援ボランティア・ポイント事業」 ④「高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進」 ⑤「暮らしのサポート事業」	ご意見として伺います。 施策7は、介護保険では対応していない保険外サービスの充実により、自立生活への支援を図るための計画です。 ①「ふれあい訪問・地域見守り協力員事業」、②「ちょこっと困りごと援助サービス」、③「介護支援ボランティア・ポイント事業」は、区が社会福祉協議会に委託している事業のため、保険外サービスには含みません。④「高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進」及び⑤「暮らしのサポート事業（社会福祉協議会自主事業）」は、施策15の『高齢者を見守り・支えあう地域づくり』の中で実施します。
20	施策8「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進」の「4. 施策を支える事業」にある「福祉サービス第三者評価の受審費用助成」には「受審費用を助成します」と書かれている。現計画では「一部を助成します」となっているが、今回は全額か。	ご質問にお答えします。 今回の「福祉サービス第三者評価の受審費用助成」については、1事業所に対しサービス評価受審に実際にかかった費用、又は30万円（認知症対応型共同生活介護事業所については、55万円）のいずれか低い額を助成します。
21	施策9「認知症高齢者支援の推進」においては、「二次保健医療圏」の説明を加えた方がよい。	ご意見として伺います。 医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のことです。一次医療圏は身近な医療を提供する医療圏、二次医療圏は特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏、三次医療圏は最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏となっています。認知症疾患医療センターについては、東京都が設置するため、本計画では二次保健医療圏の詳細説明はしません。

No.	意見等の要旨	区の考え方
22	施策9「認知症高齢者支援の推進」の「4. 施策を支える事業－その他の事業」にある「精神保健相談」に書かれている、「連携をとり対応します」とは「連携をとり、保健師などによる訪問指導等を実施する」ことと考えてよいか。	ご質問にお答えします。 状況に応じて、精神保健相談をご利用いただき、医師及び保健師の所内または、訪問による相談となります。認知症はケアの充実も不可欠であるため、福祉や介護の相談として、高齢者総合相談センターと連携を密にし対応します。
23	施策10「在宅療養体制の充実」の「4. 施策を支える事業」に、現計画にある「訪問指導」を加えた方がよい。	ご意見として伺います。 介護保険制度上の居宅療養管理指導（訪問指導）は、訪問診療する医師や訪問看護師等が行うことになっています。現計画にある「訪問指導」は、この制度を補完するもので、療養上の保健指導が必要な方に対し、保健センターの保健師等が訪問して指導を行っているものです。今後も継続して行っていますが、計画では特筆しません。
24	施策10「在宅療養体制の充実」には、現計画にある「夜間往診事業助成」や「訪問指導」といった事業は馴染まないのか。	ご意見として伺います。 区は、新宿区医師会が平成20年度から実施してきた「夜間往診事業」に対し、初期経費補助として3年間助成をしてきました。 医師会では、新たに平成23年度から医師会会員相互の連携を中心とした夜間往診を試行しています。介護保険制度上の居宅療養管理指導（訪問指導）は、訪問診療する医師や訪問看護師等が行うことになっています。現計画にある「訪問指導」は、この制度を補完するもので、療養上の保健指導が必要な方に対し、保健センターの保健師等が訪問して指導を行っているものです。今後も継続して行っていますが、計画では特筆しません。
25	施策10「在宅療養体制の充実」の「4. 施策を支える事業」のなかに、現計画にある「介護従事者等在宅療養研修」を加えた方がよい。仕組図のなかでケアマネジャーに「介護従事者等研修」を行う旨の記述があることに対応するものとする。	ご意見として伺います。 「介護従事者等研修」は、素案の施策11「高齢者総合相談センターの機能強化の推進」の「事業別・課題別研修の実施」に含まれます。主たる施策の中で事業を挙げているため、施策10では再掲しません。
26	施策11「高齢者総合相談センターの機能強化の推進」の「4. 施策を支える事業－その他の事業」にある「事業別・課題別研修の実施」には、個別の研修内容を載せるべき。	ご意見は今後の取り組みの参考とします。 「事業別、課題別研修の実施」については、高齢者総合相談センターが担う①総合相談②包括的・継続的ケアマネジメント③権利擁護④介護予防等について研修を実施します。具体的には、年間研修計画に基づいて実施していきますので、個別の内容は掲載しません。

No.	意見等の要旨	区の考え方
27	施策12「くらしやすいまちづくりと住宅の支援」の「4. 施策を支える事業－その他の事業」に現計画にある「鉄道駅のバリアフリー化」を加えた方がよい。	ご意見を計画に反映します。 「鉄道駅のバリアフリー化」については、施策12「くらしやすいまちづくりと住宅の支援」の「4. 施策を支える事業－その他の事業」に加えて、引き続き取り組みます。

6 その他

No.	意見等の要旨	区の考え方
28	施策8「介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進」の「4. 施策を支える事業」にある「介護サービス事業所向け研修」は、訪問介護事業のサービス提供責任者などを含むのか。	ご質問にお答えします。 訪問介護事業のサービス提供責任者を含め、区内の介護保険サービス提供事業所の経営者、管理者をはじめとするすべての職層・職種の職員を対象として、介護保険サービスの質の向上を目的とした研修を行っています。
29	施策9「認知症高齢者支援の推進」において、「平成23年度に二次保健医療圏に1カ所を基本に『認知症疾患医療センター』を整備」と書かれているが、新宿区は「区西部」のことと考えてよいか。	ご質問にお答えします。 新宿区のエリアは区西部となり、新宿区・杉並区・中野区で1カ所整備される予定です。
30	施策9「認知症高齢者支援の推進」において、「認知症疾患医療センター」の名称を教えてください。	ご質問にお答えします。 既存の医療機関の中で、都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院が「認知症疾患医療センター」の役割を担います。従って、名称は「認知症疾患医療センター」ですが、新たにセンターが開設されるわけではありません。
31	生・病・老・死はだれにでもある人生のプロセスであるから、総合的に時間軸でいろいろなケースを事例にあげて、介護・医療・終末がスムーズに進むように指導すべきではないか。	ご意見として伺います。 区民の方々に在宅療養について知っていただくため地域学習会を開催します。学習会では、事例をあげて、よりわかりやすくご説明します。併せて、急性期病院から在宅への退院時や在宅療養をする際に役立つ在宅療養ハンドブックの作成、配布を行います。また、在宅療養を支援する医師をはじめとした医療職・介護職を対象に、在宅療養や緩和ケア・終末期のケアなどについて、研修や連携のための会議を行います。

No.	意見等の要旨	区の考え方
32	<p>急性期病院が集中しているという指摘は、そのとおりである。病院から出された在宅困難な患者がさまよっている。往診専門の医院の実情、薬品倉庫のみで、車は一台、日替わりのパートのドクター等、考えると在宅療養体制が整いつつあるとは思えない。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区内の診療所は、外来のみや外来を行いながら往診や訪問診療するなど、様々な診療形態があります。また、区内には地域に根付いて外来診療を行いながら、24時間365日往診に対応する在宅療養支援診療所もあります。区では病院から退院する方が安心して在宅療養へ移行できるよう病院の看護師やソーシャルワーカー、診療所の医師、訪問看護師や介護職の方々を対象に研修や連携会議などを行い、在宅療養体制を強化してきています。また、個別の事例で在宅での療養生活が困難な方に対しては、相談窓口として高齢者総合相談センターや在宅療養相談窓口を設けています。</p>
33	<p>高齢者総合相談センターの内容がみんなにわかるように周知されていない（公の機関なのか、どこの委託をうけてやっているのか、多くの人は知らない）。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>高齢者総合相談センターは、地域における高齢者に関する相談に対応するため、区が民間事業者に委託している施設です。計画では、区民の皆様に広く知っていただけるように活動内容の周知に努めるとともに、利用しやすい施設とするため区有施設への移転を行います。</p>
34	<p>街の高齢者介護・若返り・街路整備の3つを進める策として、高齢者と若者をペアにして建設資金融資の途を拓く施策を進めてはどうか。高齢者は財産を持っていて若者は可能性を持っている。融資を基に事務所兼住宅や賃貸兼用住宅を建築することにより、若者の増加に伴う街の活性化、高齢者の自宅介護が進み、建物の耐震化やセットバックなどが整備され、街路が広くなり防災機能も強化される。金融機関と連携して施策に加えてほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>高齢者介護・若返り・街路整備などの施策を組み合わせる視点は重要であると認識しています。</p> <p>今後、広くまちづくり等を議論するにあたって参考としていきます。</p>
35	<p>自宅に長期に住んでいる人が多いなか、亡くなった後は「不動産物件」として、地域のまちづくりに有効活用できるような制度がないと、空き家が残ってしまう。福祉とまちづくりが一体化しないと困る。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>自宅に長期に住んでいる方が亡くなった後の住宅は、相続人の方が管理することとなります。このことから、区が地域のまちづくりに活用することは考えていません。</p>

No.	意見等の要旨	区の考え方
36	<p>安心の観点から、道路・歩道で高齢者への配慮がなく、自転車が問題である。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」の中では、高齢者や障害者をはじめ、様々な人々がゆったりと歩ける歩行空間の確保や、放置自転車など歩道を狭める要因を取り除く工夫や、自転車利用ルールの遵守など、ソフト的な取り組み例を紹介しています。近年、自転車のルール・マナーを守らない利用者が増えており、特に高齢者や子どもの安全が脅かされています。区では自転車整理指導員を活用し、利用者に対して声かけを実施したり、警察が行う取締りに合わせてパンフレットを配布するなどの啓発活動を行っています。</p> <p>また、区では、勾配の緩和や段差の解消など道路のバリアフリー化を進めています。今後も高齢者や障害者をはじめとし、全ての方々が安心して通行できる道づくりを推進するため、今後もガイドラインを普及・啓発し、推進に努めていきます。</p>
37	<p>高齢者の行動範囲を広げるためにも、特に落合地区にコミュニティバスを走らせてほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>高齢者の方が、社会参加などのために外出しやすい環境を整えることは重要であり、そのための施策は必要であると認識しています。新宿区内は、他の自治体と比べても、鉄道や路線バス網が整備され、公共交通の利便性が高い状況にあります。こうした状況を踏まえると、新たなバス路線を導入しても需要は少なく、永続的で安定的な自立した運営が困難です。</p> <p>なお、高齢者の移動を支える交通手段としては、コミュニティバスに限らず、乗合タクシーや、デマンド型交通など様々なものがあり、こうした交通手段に関して、利用者である地域の方々が、検討する際には、技術的な支援を行っていきます。</p>
38	<p>平成22年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では介護保険施設サービス利用者を対象とした調査を実施していないが、施設利用者の実態をどう考えているのか。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>区は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアの考え方にに基づき、各サービスの充実を目指しています。</p> <p>施設入所者については、アンケート調査が困難な方も多いため、日常的な指導業務である実地調査の中で実態把握に努めているほか、平成23年度に特別養護老人ホーム待機者実態調査の中で、施設に対して現入所者に関するヒアリングを含む調査を実施しました。</p> <p>施設利用者に対しては、適正なサービス提供がなされることが何より重要であり、区としてもそのための努力を引き続き行います。</p>

No.	意見等の要旨	区の考え方
39	平成22年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」で、ケアマネジャー調査と介護保険サービス事業所調査の回収率が前回調査より高かった理由はなぜか。	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>ケアマネット新宿や介護保険サービス事業者協議会において、回答にご協力いただくよう直接依頼したほか、提出期限の直前にはあらためて協力依頼の文書を発出しました。高い回収率は、次期計画に対する関心の高さを示していると考えます。</p>
40	国民年金を増やしてほしい。	<p>ご意見として伺います。</p> <p>国民年金制度は、長期的な視点と将来を見据えて、国が責任を持って運営しているもので、本計画においては対象外となっています。ちなみに、国民年金では原則として20歳から60歳までの40年間に300月以上保険料を納めていれば、老齢年金を一生受け取ることができます。受け取ることができる年金額は、保険料を納めた月数に応じて決まります。保険料の未納や免除月数が多いために、低額の年金しか受け取れない方も多数いることから、政府の年金制度改革において最低保障年金が検討されています。</p>